

マージン率などの情報提供

株式会社 ee link

労働者派遣法第 23 条第 5 項に基づき、下記の情報を提供します。

(対象期間：令和 5 年 6 月～令和 6 年 6 月)

記

- 令和 7 年 6 月 1 日付け派遣労働者数 178 人
- 令和 5 年度 派遣先事業所数 (実数) 85 事業所
- 令和 5 年度 労働者派遣に関する料金の平均額 19,689 円
(1 日当たりの料金額 (8 時間労働として計算))
- 平成令和 5 年度 派遣労働者の賃金の額の平均額 13,320 円
(1 日当たりの賃金額 (8 時間労働として計算))
- 労働者派遣に関する料金の平均額から派遣労働者の賃金の額の平均額を控除した額を当該労働者派遣に関する料金の平均額で除して得た割合 32.3%

6 マージン率計算式

$$\text{マージン率 (\%)} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

派遣料金には、社会保険料の会社負担分、有給休暇、事業運営費 (人件費、募集広告費、事務所経費、通信費、システム費など)、福利厚生費、研修費用などが含まれます。

7 教育訓練に関する事項

<キャリアアップに資する教育訓練>

訓練種別	対象の派遣労働者 雇入時・派遣中・待機中	訓練方法 OJT・OFF-JT	訓練費用負担額 無償・有償	実施主体	賃金支給 有給・無給
雇い入れ研修	雇入時	OFF-JT	無償	派遣元	有給
キャリア研修 (初級)	派遣中	OFF-JT	無償	派遣元	有給
キャリア研修 (中級)	派遣中	OFF-JT	無償	派遣元	有給
キャリア研修 (上級)	派遣中	OFF-JT	無償	派遣元	有給
リーダーシップ研修	派遣中	OFF-JT	無償	派遣元	有給

キャリアコンサルティングに関する相談窓口

管理部部 03-4500-0108

●福利厚生に関する事項

福利厚生など

社会保険（労災保険・雇用保険・健康保険・厚生年金）、年次有給休暇、定期健康診断
産前産後休暇、育児・介護休業（取得実績有）、インフルエンザ予防接種補助、eラーニング、
資格取得支援制度、給与前払

●労働者派遣法 30 条の 4 第 1 項の規定に基づく労使協定に関する事項

労使協定 : 締結済

労使協定の対象となる派遣労働者の範囲 : 原則として、弊社と派遣労働契約を締結する全ての派遣労働者

労使協定の有効期間の終期 : 令和 8 年 3 月 31 日

株式会社ee link

許可番号：派13-318005

問合せ：Tel:03-4500-0108

Mail: info_jinzai@eelink.co.jp